

大分市建設工事の情報共有システム活用試行要領の運用

(趣旨)

第1条 この運用は、「大分市建設工事における情報共有システム活用試行要領（以下「試行要領」）」を補完するものである。

(対象工事)

第2条 情報共有システム活用試行の可否、使用システム及び電子納品実施（建築・機械・電気除く）の有無等についての協議は施工計画書提出時に行うものとする。

2 特記仕様書への記載例は別紙「特記仕様書記載例」のとおりとする。

(情報共有システム)

第3条 試行要領及び本運用に定めのない事項については、国土交通省「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」(※1) 及び「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件【要件編】・【解説編】」(※2) を参照するものとする。

※1 国土交通省 HP(http://www.cals-ed.go.jp/cr_guideline/)

※2 国土交通省 HP(http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_rev20/)

ただし、「工事完成図書の電子納品等要領」「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領(案)」「建設現場の遠隔臨場に関する監督・検査試行要領(案)」は適用しない。

2 利用環境の確認事項は以下のとおりとする。

(1) 通信回線の確認

現場代理人及び監理技術者、主任技術者（以下「現場代理人等」という。）は、現場事務所におけるADSLや光ファイバ、高速モバイル回線などの通信速度、実効速度などを確認すること。

工事書類は図面や写真などを含むことから基本的に大容量（1ファイルの容量は、最大10MBを目安とする。）となるため、情報共有システムの利用にあたっては高速通信回線が必要となる。特に、ファイルをアップロードする場合の回線速度（上り回線の速度が5Mbps）を確認すること。

(2) 対応OSの確認

監督員は、利用する情報共有システムにおいて推奨されるオペレーティングシステム（Windows など）の種類及びバージョンなどを確認し、受発注者の環境で利用できるか事前に確認すること。

(3) 対応パソコンの確認

監督員は、利用する情報共有システムにおいて推奨されるCPU、ハードディスク容量、メモリ容量、ディスプレイ解像度などを確認し、受発注者の環境で利用でき

るか事前に確認すること。

(4) 対応 WEB ブラウザの確認

監督員は、利用する情報共有システムにおいて推奨される WEB ブラウザ (Internet Explorer や Firefox など) 及び発注者のセキュリティポリシーを確認し、受発注者の環境で利用できるか確認すること。

(5) サポート体制の確認

発注者は、情報共有システムの利用方法について質問が可能なサポート体制があるか確認すること。

3 情報共有システム利用者

情報共有システムの利用者は当該工事の受発注者とし、受注者においては「現場代理人」、「監理 (主任) 技術者 (特例監理技術者、監理技術者補佐含む)」、発注者においては、「監督員」、「主任監督員」、「総括監督員」等とする。

ただし、これによりがたい場合は、協議により決定できるものとする。

(セキュリティ関係)

第4条 情報共有システムを使用する端末のウィルス感染を防ぐため、ウィルス対策を行っている端末を使用すること。

2 共有データのウィルス感染が発覚した場合は、速やかに受発注者間で報告及び対策を行うこと。

3 個人情報など機密情報の記載がある工事帳票については、情報共有システムにて発議しないものとする。

4 受発注者は情報共有システム内の電子データを出力し、又は、データを保管し、工事完成検査終了後、速やかに情報共有システム内の電子データを削除するものとする。受注者は、情報共有システム内の電子データが削除されたことを情報共有システム提供者へ確認し、その旨発注者に報告すること。

5 発注者は「大分市情報セキュリティポリシー」を遵守すること。

(検査)

第5条 大分市電子納品運用ガイドラインに完成検査の項があるが、情報共有システム活用試行工事においては、試行要領に記載のある内容を採用する。

(アンケート)

第6条 本試行を実施した受注者は、監督員から配布されるアンケートを記入し、完成検査までに監督員へ提出すること。

(その他)

第7条 この運用及び試行要領に記載のない事項については、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

附 則

令和４年４月１日から適用する。

附 則

令和５年４月１日から適用する。

【予定価格130万円を超える工事(建築・機械・電気除く)】

第〇条 情報共有システム活用試行工事（受注者希望型）

- （１）本工事において情報共有システム活用試行を行う希望がある場合、試行対象工事とし、次項によるものとする。
- （２）受注者は、施工計画書提出時に実施の意向について監督員と協議を行い、実施の有無を決定すること。また、電子納品実施の有無についても決定すること。
- （３）本試行の実施は、『大分市建設工事の情報共有システム活用試行要領』に基づき行う。
- （４）監督員から配布されるアンケートを記入し、完成検査までに監督員へ提出すること。